**合併公告及び組織変更公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は合併の効力発生を条件として株式会社に組織変更し、その商号を株式会社コルクハウスに変更いたします。

これらの合併及び組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

京都府八幡市男山指月四番地四五

（甲）合同会社ワンステップ

代表社員　坂本　千恵

京都府八幡市男山指月四番地四五

（乙）有限会社コルクハウス

代表取締役　坂本　行啓

**新規信託分割の公告**

三井住友信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和七年十二月二十三日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十七年十二月二十四日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―八七五三

令和七年十一月二十一日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所　東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　鈴木　雅士

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億八千二百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十八頁に掲載されています。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ―Ｉｎｖｅｓｔ２特定目的会社

取締役　福永　隆明

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五千八百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十五頁に掲載されています。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

汐留１４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金七千六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ２特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金百八十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

**訂正公告**

令和七年十一月七日（号外第二四六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の「代表取締役社長　小林啓崇佳」とあるは「代表取締役中牧慎之介」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号

（甲）株式会社Ｂｕｂｂｌｅ

代表取締役　中牧慎之介

東京都中野区本町五丁目三六番八号オルティス新中野四〇三号室

（乙）合同会社ムーンベア

代表社員　株式会社ＦＵＮＤｉＴ

職務執行者　廣瀬　寛

**取消公告**

令和七年十一月四日（号外第二四三号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区日本橋浜町一丁目一番一二号

株式会社ＰＭプロジェクト

代表取締役　泰道　真也

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一〇 | 一三 | 改正後欄<br>表中下欄<br>四～五 | 地域限定保育士試験に合格したこと | 第六条の五十四において準用する第六条の九各号のいずれかに該当すること |
| 〃 | 〃 | 表中中欄<br>五～六 | の保育士登録 | に規定する保育士登録 |
| 〃 | 〃 | 表中下欄<br>一二 | 第二号 | 第一項第二号 |
| 〃 | 〃 | 〃<br>一三 | 第三号 | 第一項第三号（法第十八条の五第五号に該当するに至つた場合を除く。） |
| 〃 | 〃 | 〃<br>一五 | 各号 | 第一項各号 |
| 四七 | 表中下欄<br>七 | | 第十五条 | 第十五条第一項 |

令和七年十月十六日公布法務省令第五十二号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二ページ一段九行目の次に次を加える。

本則の表改正前欄の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の七の経営・管理の項の下欄中第四号を第五号とする。